

## 労務 割増賃金の計算方法

### 割増賃金はどうやって計算するの？

割増賃金の計算は、

$$\text{割増賃金} = 1 \text{ 時間当りの賃金額} \times \text{時間外労働時間} \times 1.25 (\ast)$$

です。※法定休日の場合⇒1.35

深夜 (PM10:00～AM5:00) の場合⇒1.5



### 1時間当りの賃金額って？

この「1時間当りの賃金額」の計算方法は次のとおりです。

$$1 \text{ 時間当りの賃金額} = \text{固定的賃金総額 (月額)} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間数}$$

$$1 \text{ か月平均所定労働時間数} = (365 \text{ 日} - \text{年間総休日日数}) \div 12 \times 1 \text{ 日の所定労働時間数}$$

(1年間は原則暦年です。但し、就業規則に定めがあれば4月～3月等の1年間とすることもできます。)

(1円未満の金額については、法律で50銭未満切捨50銭以上切上げの処理は認められています。)

### 割増賃金の対象となる賃金ってどこまでのの？

割増賃金の基礎となる賃金については、労働基準法施行規則で次のように定められています。

#### 基礎となる賃金になるもの

- 労働の対価として支払われるもので下記以外の全ての賃金手当

#### 基礎となる賃金にならないもの

- 「家族手当」のうち、扶養家族数に応じて計算された金額を支給しているもの
- 「通勤手当」
- 「別居手当」「子女教育手当」
- 「住宅手当」のうち、住宅に要する費用に応じて計算された金額を支給しているもの
- 「臨時に支払われた賃金」
- 「割増賃金」のように所定時間外の労働に対して支払われる賃金
- 「結婚手当」「見舞金」「退職金」などの臨時に支払われる賃金
- 「賞与」などの1ヶ月を超える期間により計算される賃金

賃金の範囲については、社会保険・労働保険・税務などでそれぞれの決まりにより若干異なる場合があります。上記の賃金の範囲は労働基準法での割増賃金の基礎となる賃金についての説明ですので、ご承知下さい。

※平成20年10月7日現在の情報です。法改正、判例等により変更される場合がございますのでご了承下さい。